NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP
長島·大野·常松 法律事務所 ニューヨーク・オフィス

NO&T U.S. Law Update
米国最新法律情報

2020 年 5 月　No.47

# 基本定款における連邦裁判所管轄条項の有効性を認めたデラウェア州最高裁判決（Blue Apron 事件判決）

弁護士 塚本　宏達
弁護士 加藤　嘉孝

## はじめに

2020 年 3 月 18 日、デラウェア州最高裁判所において、Securities Act of 1933（以下、「1933 年米国証券法」といいます。）に基づく株主から会社（Corporation）に対する訴訟の専属管轄を連邦裁判所とする条項（以下、「連邦裁判所管轄条項」といいます。）の有効性を認める旨の判決がなされました（Salzberg v. Sciabacucchi[1]）（以下、「Blue Apron 事件判決」といいます。）。本判決は、連邦裁判所管轄条項の有効性を否定した同事件の下級審判決[2]の判断を覆したものであり、近年件数が増加している、1933 年米国証券法第 11 条に基づく、証券募集に係る開示情報の重大な虚偽記載又は記載漏れを理由とする損害賠償請求（以下、「第 11 条請求」といいます。）の実務に大きな影響を与えるものであり、Delaware General Corporation Law（以下、「DGCL」といいます。）に基づき設立された会社の Certificate of Incorporation（以下、「基本定款」といいます。）に関する解釈についても影響がある判決として注目に値すると考えられるので、本ニュースレターにて紹介いたします。

## Blue Apron 事件判決の背景～第 11 条請求と Cyan 事件判決の影響～

### 1. 第 11 条請求の濫用的訴訟に対する米国連邦議会の対応

1933 年米国証券法第 11 条及び第 15 条は、証券の募集における重大な虚偽記載又は記載漏れによって生じた投資家の損害につき、発行会社、証券募集に関連する登録書面に署名した取締役及び役員等又は証券の引受人に対して、損害賠償を求める訴訟を提起することできる旨を規定しています。1933 年米国証券法上、州裁判所又は連邦裁判所の双方に裁判管轄が認められ、一旦州裁判所において提起された第 11 条請求を連邦裁判所に移送することを求めることは禁止されていました[3]。同じく、証券取引における虚偽記載等に関する責任を定めた Securities Exchange Act of 1934（以下、「1934 年米国証券取引所法」といいます。）第 10 条(b)に基づく請求（以下、「第 10 条(b)請求」といいます。）とは異なり、第 11 条請求は原告側にとって利便性が高かったことから[4]、米国連邦議会は、クラスアクショ

[1] __ A. 3d __, 2020 WL 1280785 (Del. Mar. 18, 2020)

[2] Schiabacucchi v. Salzberg, 2018 WL 6719718 (Del. Ch. Dec. 19, 2018)

[3] 但し、原告が第 11 条請求に加えて他の連邦法に基づく請求をしている場合には、連邦裁判所への移送が認められていました。

[4] 第 11 条請求と異なり、第 10 条(b)請求は連邦裁判所を専属的裁判管轄とする旨が定められています。また、第 10 条(b)請求では、第 11 条請求と異なり、詐欺の意思及び投資家による虚偽記載に対する信頼などといった主観的要件が必要とされています。第 11 条請求に基づく責任は、Strict Liability（責任の追及にあたって行為者の主観的要件が必要とならない厳格責任）とされています。

© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP

ン団体による濫用的な証券関連訴訟を防止するため、Private Securities Litigation Reform Act of 1995 （以下、「PSLRA」といいます。）を制定しました[5]。しかし、PSLRA の適用を回避するため、第 11 条請求ではなく、詐欺等のコモン・ローやその他州法に基づく請求を州裁判所に提起するケースが増加したことから、米国連邦議会は、さらなる対応として、証券取引所で取引された証券に関連して、50 人超の者を代表して損害賠償を求める州法上の請求についてのクラスアクションは、州裁判所から連邦裁判所に移送することができる旨を定めた Securities Litigation Uniform Standards Act of 1998 （以下、「SLUSA」といいます。）を制定しました[6]。

### 2. Cyan 事件判決

SLUSA が制定されて以降、証券募集に関する虚偽記載を理由とする州法に基づく請求は連邦裁判所に移送されることになりましたが、SLUSA が制定されてからも、州裁判所において提起された第 11 条請求も連邦裁判所に移送できることになるのか否かという点が争点となりました。この争点について、米国連邦最高裁判所は、Cyan Inc. v. Beaver County. Employees Retirement Fund[7]（以下、「Cyan 事件判決」といいます。）において、当該訴訟にて主張される請求が第 11 条請求のみであれば、投資家らは州裁判所に訴訟を提起することも可能であり、州裁判所に提起された訴訟を SLUSA に基づいて連邦裁判所に移送することはできない旨を判示しました。

### 3. Cyan 事件判決の影響と残された問題

Cyan 事件判決によって、投資家らは、PSLRA による厳格な訴訟手続に関する要件の適用を回避し、かつ、投資家らに有利な裁判所による訴訟遂行を目的として、複数の州裁判所において第 11 条請求を提起するようになり、また、第 10 条(b)請求も連邦裁判所に同時並行で提起するという事案も出てきました。そのような事案では、発行会社は、複数の州裁判所及び連邦裁判所において、同時並行で、同一の事実関係に基づく訴訟の対応を行うという負担を強いられることになります。Cyan 事件判決以降、第 11 条請求に基づく訴訟は増加傾向にあり、2019 年における第 11 条請求に基づく訴訟件数は前年に比べて 40%も増加し、2019 年に提起された第 11 条請求に基づく訴訟のうち 45%は、州裁判所及び連邦裁判所の双方で係属していたと指摘されています[8]。そのような状況の中で、発行会社は、連邦裁判所管轄条項を基本定款又は By-laws（以下、「付属定款」といいます。）に定めることで前述の負担を回避しようとしたところ、本判決では当該条項の適法性が争われました。

## Blue Apron 事件判決

### 1. 事案の概要

原告らは、Blue Apron Holdings, Inc.その他の被告会社らの新規上場に際して、被告会社らの株式を取得しましたが、当該被告会社らにおいて 1933 年米国証券法上の開示義務違反があったとして、当該被告会社ら及びその役員に対して、デラウェア州衡平裁判所に第 11 条請求に基づくクラスアクションを提起しました。被告会社らの基本定款には連邦裁判所管轄条項[9]が規定されていたため、原告らは、デラウェア州衡平裁判所に対して、当該連邦裁判所管轄条項はデラウェア州法上違反・無効である旨の確認判決を求めました。

---

[5] 証券関連訴訟における事実主張に関する特定性、被告の故意要件を強く推測させる特定の事実の主張等の主張要件の厳格化や訴え却下申立て（Motion to dismiss）の判断係属中におけるディスカバリー手続の自動停止等が定められています。

[6] SLUSA に基づき連邦裁判所に移送された州法に基づく請求は、連邦法による州法に対する専占を理由に却下されることとなります。

[7] 138 S. Ct. 1061 (Mar. 20, 2018)

[8] Blue Apron 事件判決 5 頁

[9] たとえば、Blue Apron Holdings, Inc.の基本定款における連邦裁判所管轄条項の内容は以下のとおりです。
当社が代替する裁判所の選択に書面にて同意しない限り、アメリカ合衆国の連邦裁判所は、法律によって最大限許容される限度で、1933 年米国証券法の下で発生する請求原因を主張するあらゆる訴えを解決するための唯一かつ専属的裁判所とする。当社の株式の持分を購入その他取得又は保有する者又はエンティティは、本規定の通知を受け、同意したものとみなされる。


© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP

**2. デラウェア州衡平裁判所の判断**

デラウェア州衡平裁判所は、原告らの請求が DGCL を基礎とする権利又は関係とは関係のない場合は、デラウェア州法準拠の会社における設立関連書類（Constitutive Documents）によって原告らを特定の裁判所に拘束することはできないと判示し、被告会社らの基本定款における連邦裁判所管轄条項の効力を否定しました。デラウェア州衡平裁判所は、その理由において、Boilermakers Local 154 Retirement Fund v. Chevron Corp.[10]に依拠して、基本定款又は付属定款の対象となるのは Internal Affairs（会社の内部問題）のみであるところ、第 11 条請求は、「株式の権利、権限若しくは優先的地位を行使し、会社の基本定款若しくは付属定款の文言又は DGCL の規定に関連し、又は会社の内部構造から発生する衡平法上の関係を惹起するものではなく」[11]、また、株主の地位に基づき主張された Internal Affairs に関する請求ではないと述べ、連邦裁判所管轄条項は DGCL に違反していると結論付けました。

**3. デラウェア州最高裁判所の判断**

(1) デラウェア州最高裁判所は、DGCL102 条(b)(1)に基づき、基本定款に規定された連邦裁判所管轄条項を定めることは有効であると判示し、事件をデラウェア州衡平裁判所に差し戻しました。DGCL102 条(b)(1)は、基本定款の記載内容に関して、以下のとおり規定しています。

> (b) 本条(a)に基づき基本定款に定めるべき事項に加えて、基本定款に以下の事項を定めることができる。
> (1) 事業の運営及び会社の業務の遂行のための規定並びに会社、取締役及び株主、種類株主、理事会、メンバー、非株式会社のメンバーのクラス若しくはグループの権限を設定、定義、制限及び規制する規定。但し、これらの規定がデラウェア州法に違反しない場合に限る。本章において付属定款に規定する必要がある又は規定することができる規定は、付属定款に代わって、基本定款に規定することができる。

デラウェア州最高裁判所は、新規上場に係る発行会社及び取締役の登録書面の作成、検討及び提出は、会社の事業及び業務の運営並びに株主との関係における重要な局面であるから、連邦裁判所管轄条項は、「事業の運営」及び「業務の遂行」に対応するものであり、DGCL102 条(b)(1)に基づき、適法であると判示しました。また、Cyan 事件判決以降、同一の事件について州裁判所及び連邦裁判所において同時に係属するようになったこと、また裁判所間において矛盾した判決又は規範定立がなされる可能性があることを指摘し、証券関連訴訟を連邦裁判所に統合させることができる連邦裁判所管轄条項は、DGCL102 条(b)(1)が定める上記内容に合致すると判示しました[12]。

(2) 第 11 条請求は Internal Affairs に関する請求に当たらないから基本定款に規定された連邦裁判所管轄条項は無効であると判示したデラウェア州衡平裁判所の判断に対して、デラウェア州最高裁判所は、第 11 条請求も Internal Affairs に該当する可能性があり、デラウェア州衡平裁判所は Internal Affairs を不当に狭く解釈していると非難しました。すなわち、デラウェア州最高裁判所は、連邦最高裁判所の判例を引用し、Internal Affairs とは「会社とその現役員、取締役又は株主の間の関係性特有の事項」[13]を意味するところ、デラウェア州衡平裁判所の定義[14]は上記定義と比べて不当に狭いと判示しました。そして、本件は連邦裁判所管轄条項の法令違反の審査（Facial Challenge）[15]であ

---

[10] 73 A. 3d 934 (Del. Ch. Jun. 25, 2013). デラウェア州衡平裁判所は、当該判決において、デラウェア州法準拠の会社の付属定款において、会社の Internal Affairs に関する訴訟の専属管轄裁判所をデラウェア州衡平裁判所とする旨を定めた管轄条項の有効性を認めました。

[11] "A claim under the 1933 Act does not turn on the rights, powers, or preferences of the shares, language in the corporation's charter or bylaws, a provision in the DGCL, or the equitable relationships that flow from the internal structure of the corporation" 2017 WL 6719718, at 1.

[12] 以上につき、Blue Apron 事件判決 4 頁及び 5 頁

[13] "matters peculiar to the relationships among or between the corporation and its current officers, directors and shareholders" Edgar v. MITE corp., 457 U.S. 624 (1982)

[14] 上記 2.参照

[15] 争点となっている条項が、DGCL 上いかなる場面においても適法となる余地がないかという観点から、個別具体的な事情にかかわらず、連邦裁判所管轄条項の適法性を判断しているということを意味しています。



© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP

るところ、連邦裁判所管轄条項が Internal Affairs に関する請求に適用される可能性があれば [16]、1933 年米国証券法上の請求に関する裁判管轄を定める条項は Internal Affairs に該当すると判断するのに十分であると判示しました [17]。

(3) 最後に、連邦裁判所管轄条項が連邦政府及びデラウェア州の法律及び公序良俗に違反するか否かという点に関して、連邦最高裁判所が、1933 年米国証券法に基づく紛争に関する仲裁条項の有効性を認めていること [18]、デラウェア州外に居住する株主が、当該居住する州における連邦裁判所において訴訟提起することは許容されていること等を指摘し、連邦裁判所管轄条項は連邦及びデラウェア州の法律及び公序良俗に違反するものではない旨を判示しました [19]。

## 本判決のポイント

**1. 適用上違反の可能性**

今回のデラウェア州最高裁判所は、連邦裁判所管轄条項の有効性について、法令上の違反審査、すなわち、連邦裁判所管轄条項がいかなる状況であっても DGCL 上違反とされるか否かという観点から判断をしています。したがって、今後連邦裁判所管轄条項が適用される具体的場面における事情に鑑みて、連邦裁判所管轄条項を適用することが違法であり、不当な結果を招くものである等といった判断がなされる余地は残されていることに留意する必要があります。

**2. 付属定款における連邦裁判所管轄条項**

上記で述べたとおり、デラウェア州最高裁判所は基本定款に関する記載内容を定めた DGCL102 条(b)(1)を根拠に連邦裁判所管轄条項の有効性を判断していますので、本判決の射程は付属定款における連邦裁判所管轄条項の適法性にまで及ばないと解される可能性があると考えられます。したがいまして、本判決を受けて連邦裁判所管轄条項を規定する場合には、下記 3.で述べる問題はあるものの、原則として基本定款に規定することが望ましいと言うことができます。

**3. 新規上場後の上場会社における対応**

本判決の被告会社らは、いずれも新規上場前に基本定款に連邦裁判所管轄条項を定めていましたが、上場会社が本判決を受けて連邦裁判所管轄条項を基本定款に規定する場合は、原則として株主総会決議が必要となります。しかし、連邦裁判所管轄条項は、原則として株主に不利益な条項であるため、当該条項を基本定款に追加することについて株主の同意を取得することが困難であるといった可能性があります。そこで、多くの上場会社で、付属定款の変更については株主総会の決議なく取締役会決議のみで行うことが可能とされていることから、上記のとおり本判決の射程は基本定款における連邦裁判所管轄条項に限られる可能性があるものの、付属定款において連邦裁判所管轄条項を定めておくという対応も考えられます。

**4. 新たな局面に対する対応**

上記で述べたとおり、連邦裁判所管轄条項は、Cyan 事件判決以降に発生した第 11 条請求に関する訴訟が州裁判所及び連邦裁判所に同時並行で係属するという非効率性及び発行会社の訴訟負担を回避するために発行会社側が講じた対策という側面があります。このような制定法及び判例法の変化に応じた会社経営陣の対応に関して、デラウェア州最高裁判所は、DGCL は、新たな局面に対する社内のルール策定（Private Ordering）及び適応のために柔軟性及び広

[16] たとえば、虚偽記載のあるとされる新規上場に関する登録書面が発行会社の取締役によって署名されていることからすれば、Internal Affairs に該当する可能性があると指摘されています。

[17] 以上につき、Blue Apron 事件判決 12 頁～14 頁

[18] Rodriguez de Qujias v. Shearson/American Express, Inc. 490 U.S. 477 (1989)

[19] 以上につき、Blue Apron 事件判決 18 頁～23 頁



© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP

い裁量を取締役及び株主に付与していると述べています 。今後の制定法及び判例法の発展によって会社に不都合な事態が生じた場合に、会社側が DGCL の既存の条項をこれまで想定していなかった解釈・方法で適用することも許容していると考えられ、本判決は DGCL の一般的な解釈に関しても重要な示唆を含む判決と言えます。

以上

2020 年 5 月 13 日

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**塚本 宏達**（弁護士・NY オフィス共同代表）
hironobu_tsukamoto@noandt.com
1998 年京都大学法学部卒業。2005 年 The University of Chicago Law School 卒業（LL.M.）。2005 年～2007 年に Weil, Gotshal & Manges LLP（シリコンバレーオフィス）に勤務。2000 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。

**加藤 嘉孝**（弁護士・アソシエイト）
yoshitaka_kato@noandt.com
2009 年大阪大学法務部卒業。2011 年京都大学法科大学院終了。2019 年 University of Virginia School of Law 卒業（LL.M.）。2012 年長島・大野・常松法律事務所入所。2019 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）勤務。入所以来、M&A、ファイナンス取引、租税法分野を中心とした案件に携わる。近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して、クロスボーダー取引を含む企業法務全般に関するリーガルサービスを提供している。


© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP
450 Lexington Avenue, Suite 3700
New York, NY 10017, U.S.A.
Tel: +1-212-258-3333（代表） Fax: +1-212-957-3939（代表） Email: info-ny@noandt.com

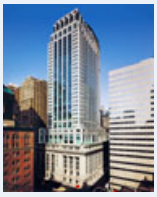

Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島･大野･常松 法律事務所
〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 ＪＰタワー
Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。



© 2020 Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP